

(仮称)座間味村職員宿舍整備事業  
提案募集要項

平成 30 年 8 月

## I 概要

### 1.事業名

(仮称)座間味村職員宿舎整備事業

### 2.発注者

座間味村(以下、「村」という。)

<担当部局>

総務・福祉課

〒901-3496 沖縄県島尻郡座間味村座間味 109 番地

電 話 098-987-2311

FAX 098-987-2004

### 3.事業の目的

村の所有する土地に座間味村職員が使用する宿舎(以下、「施設」という。)を、事業契約に基づき設計、建設を行う。

### 4.事業の内容

本公募により提案が採用された応募者は、その提案に基づき、施設の設計・建設を行う。

### 5.業務の範囲

応募者が行う業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 設計及びその関連業務
- (2) 建設及びその関連業務
- (3) 工事監理業務
- (4) 官庁その他への手続き及び関連業務

### 6.募集方法

公募型プロポーザル方式によるものとする。

### 7.募集する内容

事業契約にあたって、次の項目について提案を募集する。

- (1) 設計・建設の計画案
- (2) 事業費

### 8.施設の引渡し

平成 31 年 6 月 30 日を目途に施設を建設し、村に引渡す。

## 9.事業の基本条件

### (1) 事業期間

設計業務:契約締結翌日から平成 30 年 11 月下旬

建設業務:平成 30 年 12 月上旬から平成 31 年 6 月下旬

### (2) 施設の所有権

施設の所有権は建物完成時に本村へ移転する。

### (3) 施設整備内容

施設整備の詳細については、「資料 1 施設整備概要書」を参照とする。

### (4) 事業費の支払い

事業費を 180 回の毎月支払いとし、月額事業費を翌月末日までに支払うものとする。

### (5) 事業費の総額について

15 年間の事業費の総額は¥272,160,000-(税込)を上限とする。

### (6) 官庁諸手続き

事業に関する各種申請、届出に要する費用は全て事業者の負担とする。

### (7) リスク分担

リスク分担については、「IVリスク分担表」を参照すること。定めのないリスクについては、双方の協議により定めるものとする。

## 10.敷地の概要

- |            |                             |
|------------|-----------------------------|
| (1) 所在地    | 沖縄県島尻郡座間味村字阿真底原 157-2 他 3 筆 |
| (2) 敷地面積   | 2,936 m <sup>2</sup>        |
| (3) 土地の所有者 | 座間味村                        |
| (4) 建設場所   | 「資料 2 敷地の概要及び地盤の状況」による      |
| (5) 地盤の状況  | 「資料 2 敷地の概要及び地盤の状況」による      |

## II 応募者の募集及び選定のスケジュール

### 1. 意思表示書の提出

日時 平成 30 年 9 月 7 日(金) 17 時まで

場所 座間味村役場 総務・福祉課

※提出意思表示書を持参にて提出すること。

※参加を辞退する際には、速やかに辞退届(別紙様式 9)を提出すること。

### 2. 質問書の受付と回答

受付日時 平成 30 年 8 月 31 日(金) 17 時まで

FAX 可 FAX:098-987-2004

※ 質問は文章をもって行い、質問書(別紙様式 1)を提出すること。

### 3.提案書の提出

日時 平成 30 年 9 月 27 日(木) 17 時まで

場所 座間味村役場 総務・福祉課

※ 持参にて提出すること。

### 4.プレゼンテーションの日時

(1)日時 平成 30 年 10 月 4 日(木) ※時間については後日連絡とする。

(2)場所 座間味村役場

(3)出席者 配置予定技術者を含め、5 名以内とする。

(4)持参品 スライドの紙ベース資料7部、ノートパソコン。

(5)実施方法 パワーポイントによって行う。プロジェクターとスクリーンは村にて用意する。

(6)所要時間 各事業者 30 分 (説明 15 分、質疑応答 15 分)

### 5.審査結果について

審査は提案内容を総合的に審査し、最も優れていると考えられる提案を選定する。

### 6.審査結果の公表

日時 平成 30 年 10 月上旬

審査の結果は、すべての事業者に対して文書にて通知する。なお、審査結果に対する異議等は一切受け付けない。

### 7.契約等について

選定事業者とは速やかに事業契約書を締結する。但し、本事業における債務負担行為に関する議会承認が得られない場合はこの限りではない。

## III 応募条件等

### 1.応募資格

(1) 沖縄県内に本店・支店または営業所を有する者であること。

(2) 建築士法第 23 条の規定に基づく一級建築士事務所登録を行なっている者であること。

(3) 建設業法第 3 条第 1 項の規定に基づく、建築一式工事において、特定建設業の許可を受けている者であること。

(4) 平成 29・30 年度座間味村建設工事入札参加資格者名簿に登録されている者であること。

(5) 契約の相手方が官公庁で 300 ㎡以上の寮、宿舍と同等の設計及び施工の実績があること。

(6) 次に掲げる要件をすべて満たしていること。

①参加表明書の提出期日において地方自治法施行令(昭和 22 年政令第 16 号)第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当しない者及び同条第 2 項の規定に基づく座間味村の入札参加制限を受けていない者であること。

- ②参加表明書の提出期日以前3ヶ月以内に、手形交換所で手形若しくは小切手の不渡りを出した事実がない者。又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がない者であること。
- ③会社更生法に基づき更正手続きの開始申し立て及び破産法に基づく破産手続き開始の申し立てをしている者でないこと。又は民事再生法に基づき再生手続きの開始申し立てをしている者でないこと。
- ④直近営業年度の法人税、法人住民税を滞納していない者であること。

## 2.意思の表明

応募者は、あらかじめ「提案書の提出意思表明書」(別紙様式2)を提出することとし、次の書類を添付すること。

- ・会社案内
- ・財務諸表(直近1年分)
- ・法人税、法人住民税、消費税及び地方消費税の納税証明書(直近1年分)

## 3.応募に関する留意事項

- (1)提案に必要な費用は、応募者の負担とする。
- (2)応募者は、1つの提案しかできない。
- (3)提案に際して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨は円に限る。
- (4)提案書に虚偽の記載をした場合は、提案書を無効とする。
- (5)提示した業務規模と大きくかけ離れているか、または提案内容に対して見積が不適切な場合は提案書を無効とする。
- (6)提案書に記載した設計者及び工事監理者は原則として変更できない。ただし、病気、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合、又は提案書による協力企業等に同等以上の資格と経験を有する技術者をもって配置する場合、あらかじめ村の承諾を得れば、この限りではない。
- (7)全般的な留意事項として、専門的な知識を持たない者でも理解できるように、極力専門用語を使用せず、平易な表現で記載すること。
- (8)提案書は返却しない。なお、提案書は応募者に無断で使用しない。